

# 産業廃棄物処理委託標準契約書

収入  
印紙

[収集運搬用]

排出事業者 : 地方独立行政法人 市立大津市民病院 (以下「甲」という。) と、  
収集運搬業者 : (以下「乙」という。) は、  
甲の事業場 : 滋賀県大津市本宮二丁目9番9号 から排出される産業廃棄物  
の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

## 第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令  
を遵守するものとする。

## 第2条 (委託内容)

### 1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写し  
を甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにそ  
の旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

#### (産廃)

許可都道府県 : \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 : \_\_\_\_\_  
事業範囲 : \_\_\_\_\_  
許可の条件 : \_\_\_\_\_  
許可番号 : \_\_\_\_\_

### 2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託料)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価は、次のとおりとする。

種類 : 産業廃棄物 (廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず)  
予定数量 : 廃プラスチック : 63.7 t、ガラス・陶磁器くず : 26 t  
単価 : \_\_\_\_\_

### 3. (輸入廃棄物の有無)

輸入廃棄物 : 無

### 4. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 : \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称及び代表者)  
住所 : \_\_\_\_\_  
許可都道府県 : \_\_\_\_\_  
許可の有効期限 : \_\_\_\_\_  
事業範囲 : \_\_\_\_\_  
許可の条件 : \_\_\_\_\_  
許可番号 : \_\_\_\_\_  
事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

## 5. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

## 第3条 (義務と責任)

### 1. (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。

(4) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストは正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(5) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : 第2条の2の廃棄物  
提示する時期又は回数 : 必要の都度

## 第4条 (甲乙の責任範囲)

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

(3) 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があ

るときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

- (4) 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

#### 第6条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### 第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第9条（委託料の請求及び支払い）

甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

#### 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### 第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。

#### 第12条（契約の解除）

- (1) 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定又は関係法令の規定によりこの契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。
- (3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかつたとき。

2. 乙は、前項第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合において、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同項第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

## 第12条の2

甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

1. 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。

2. 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。

3. 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

## 第13条(損害賠償責任)

1. 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2. 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負

わなものとする。

#### 第13条の2

1. 乙は、この契約に関し、第6条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
2. 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### 第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

#### 第15条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間とする。ただし、委託期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間、更新するものとする。その更新は、4回まで行うことができる。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

甲　　地方独立行政法人　市立大津市民病院  
副理事長　若林　直樹

○○○

乙

○○○

○○○